

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第7条第1項の規定により、「保健所・保健センター及び地域療育センター(仮称)等整備・運営事業」を実施する民間事業者を選定しましたので、同法第8条の規定により客観的評価の結果をここに公表します。

平成19年10月31日

豊橋市長 早川 勝

1. 事業の概要

(1) 事業名称

保健所・保健センター及び地域療育センター(仮称)等整備・運営事業
(以下「本事業」という。)

(2) 事業場所

豊橋市中野町字中原地内ほか

(3) 事業期間

設計・建設期間：事業契約締結日～平成22年1月31日

維持管理・運営期間：平成22年2月1日～平成42年3月31日

(供用開始予定日：平成22年4月1日)

(4) 事業方式

BT0方式(本施設の設計・建設を行った後、市に本施設を譲渡し、事業期間を通して本施設の維持管理及び運営を行う方式)

2. 事業者選定までの経緯

- ・平成18年10月3日：豊橋市保健センター等整備・運営事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)の開催
- ・平成18年12月1日：実施方針の公表
- ・平成19年1月24日：特定事業の選定
- ・平成19年4月27日：入札公告(総合評価一般競争入札)
- ・平成19年8月20日：入札(提案書の提出)
- ・平成19年10月2日：審査委員会による優秀提案の選定
- ・平成19年10月5日：落札者の決定及び公表

3．落札者の決定

落札者決定基準（平成19年4月27日公表）に基づき、審査委員会が提案内容等の審査を行い、優秀提案を選定し（別紙参照）、市はその結果を踏まえ、三菱UFJリース株式会社を代表企業とする応募者を落札者として決定いたしました。

4．落札価格

7,502,759,730円（税抜）

5．財政負担額の削減効果

本事業を、選定された提案に基づきPFI事業として実施することにより、市が自ら実施する場合と比較して、事業期間全体を通じた市の財政負担額を、約14.1%（現在価値換算後）縮減できることとなりました。